

(案)

資料 2

「障害のある人もない人も
共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

令和6年度 広域専門指導員等活動報告書

千葉県

はじめに

障害のある人に対する差別をなくすとともに理解を広げ、誰もが暮らしやすい社会をつくることを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「障害者条例」という。）」が、全国に先駆けて平成19年7月に施行されてから、令和7年7月に19年目を迎えました。

障害者条例では、差別の解消に向けた「個別事案解決の仕組み」として、障害者の差別に関する個別相談に対し、障害保健福祉圏域ごとに広域専門指導員という専門相談員を配置し対応しています。

この報告書は、令和6年度における広域専門指導員の活動実績をまとめたもので、個別事案に対し、数値だけでなく具体的な対応事例を示し、どのような調整活動を行っているのかについて概説しています。

また、個別の相談対応だけでなく、障害のある人に対する理解を広げる活動として、広域専門指導員が店舗や事業者等へ出向き、障害者条例等の周知活動を行っており、その活動状況や今後の課題についてもまとめております。

令和3年5月に改正された障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行され、法においても民間事業者に合理的配慮の提供が義務化されました。民間事業者に対して障害のある人への理解が更に広がるよう今後も社会全体の取組として、差別をなくし必要な配慮が提供されるよう行政はもちろん、企業、団体、個人などすべての県民が力を合わせ、障害のある人の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを目指します。

目 次

はじめに

I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制	1
1 相談体制	1
(1) 圏域別地域相談員委嘱状況	2
(2) 広域専門指導員配置状況	2
2 相談活動の流れ	3
II 相談活動の実績	4
1 障害者条例の相談窓口での受付状況	4
2 相談分野別取扱件数	4
3 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数	5
4 相談分野と障害種別との関係	6
(1) 相談分野からみた相談状況	6
(2) 障害種別からみた相談状況	6
5 相談分野と性別・年代別との関係	7
6 障害保健福祉圏域別取扱件数	8
7 相談者別取扱件数	9
8 初回相談方法別取扱件数	9
9 相談経路別取扱件数	10
10 地域相談員や他機関との連携状況	10
11 相談態様別活動状況	12
III 相談事例からみた相談活動の状況	13
1 身体障害に関する相談事例	13
2 精神障害に関する相談事例	14
3 知的障害に関する相談事例	15
参考 障害のある人への配慮や対応施設に関するマーク	17

IV その他の活動状況	20
1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催	20
2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり のための周知活動	23
V 今後の課題	25
1 障害者差別解消法に基づく市町村地域協議会との連携	
2 障害者差別解消法及び千葉県障害者条例についての周知活動	
3 地域相談員と広域専門指導員との連携	
4 相談員の資質向上	
VI 年度別相談受付状況	26
1 相談分野別取扱件数	26
2 障害種別取扱件数	27
3 障害保健福祉圏域別取扱件数	28
参考資料	
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	29
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	40
障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）	47

I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

1 相談体制

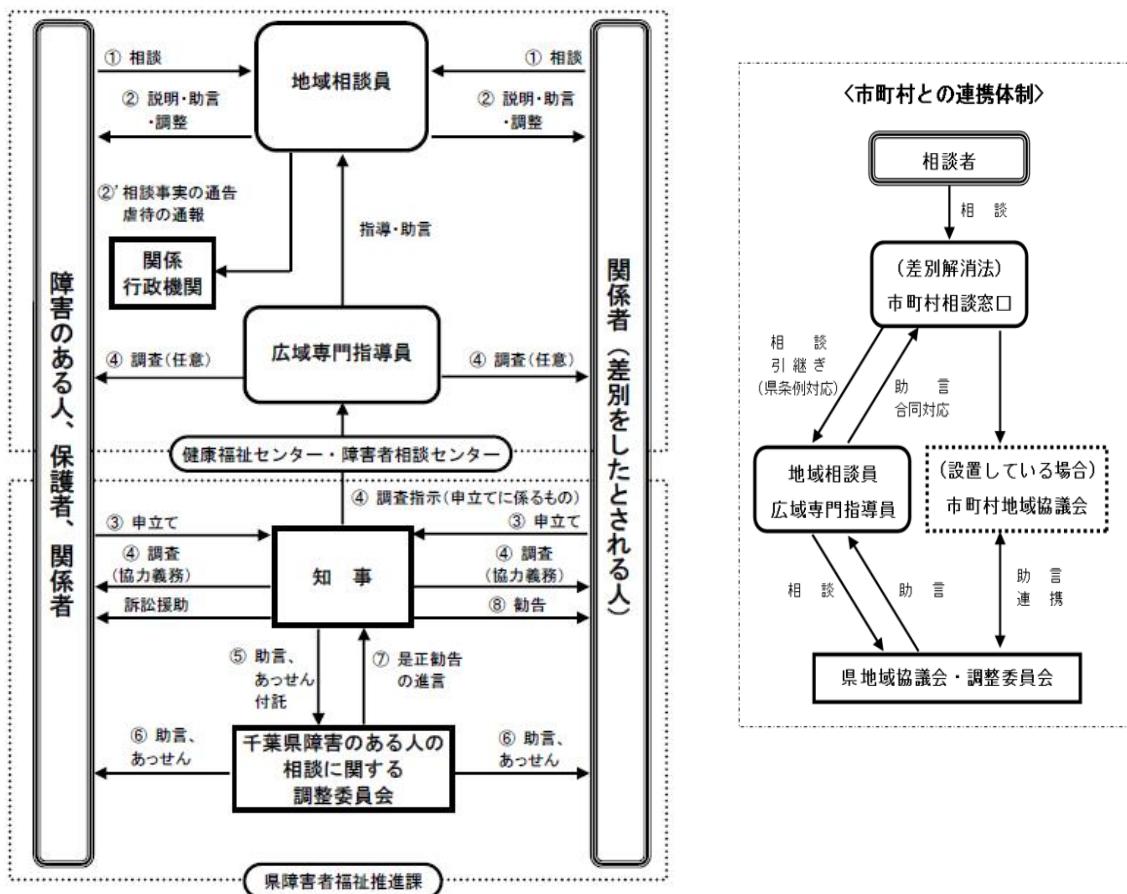
障害者条例における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内478人の地域相談員と、相談活動を総括する16人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という）による助言・あっせんと重層的な仕組みとなっている。（図1）

また、県障害者福祉推進課共生社会推進室の職員が、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌し、県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害者福祉推進課共生社会推進室に専用相談電話を設置しているほか、FAXや電子メールによる受け付けも行った。

さらに、差別解消法により設置された市町村の相談窓口の求めに応じて助言等を実施するほか、事案に応じ適宜連携を図り対応した。

なお、相談の受付時間は、休日・年末年始を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。

図1 個別事案解決の仕組み



(1) 圏域別地域相談員委嘱状況 (令和7年3月3日現在)

圏域	人 数	圏域	人 数	圏域	人 数
千葉	70	野田	11	夷隅	17
船橋	18	印旛	55	安房	27
習志野	26	香取	21	君津	33
市川	23	海匝	26	市原	29
松戸	31	山武	36		
柏	23	長生	32	合計	478

(2) 広域専門指導員の配置状況 (令和7年3月31日現在)

圏域	配置機関	圏域内市町村
千葉	中央障害者相談センター	千葉市
船橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野田	野田健康福祉センター	野田市
印旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	市原健康福祉センター	市原市

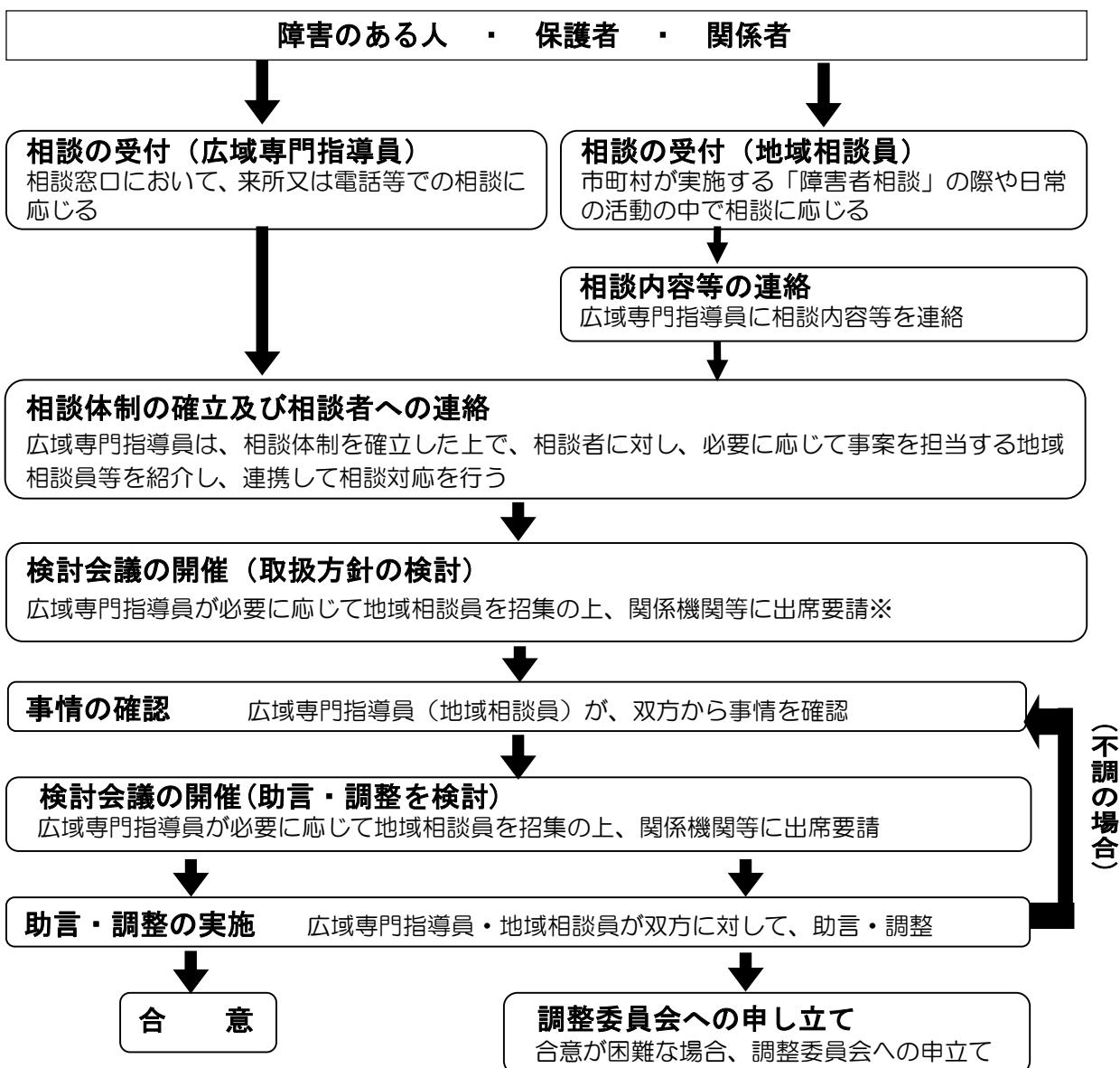
※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から、我孫子市内の相談は柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急性を個別に判断しながら相談活動を実施している。

図2 相談活動の流れ



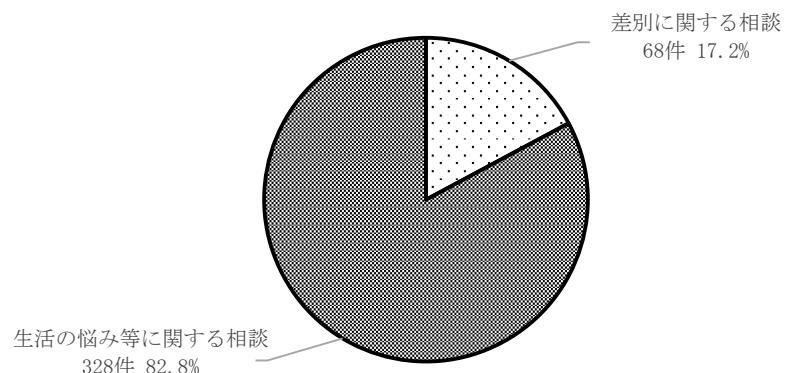
II 相談活動の実績

1 障害者条例の相談窓口での受付状況

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに障害者条例の相談窓口に寄せられた相談は、396件であった。

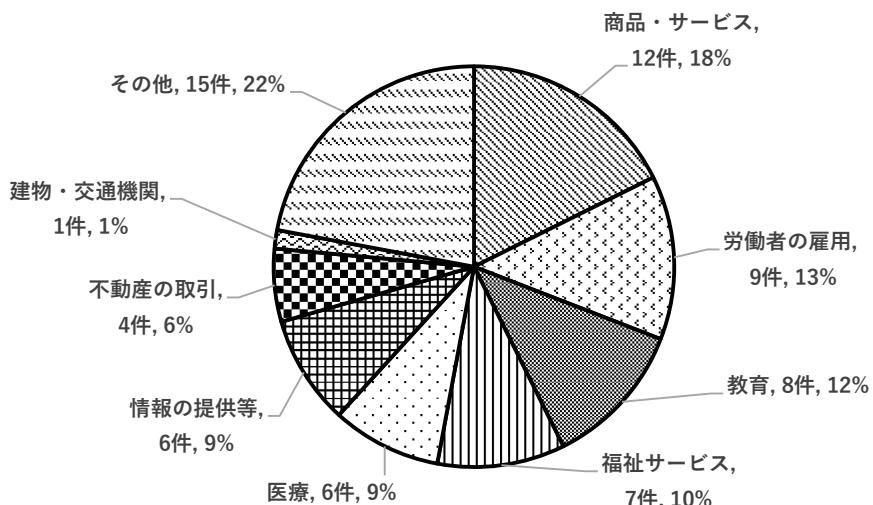
相談396件のうち、差別に関する相談に該当するものは68件で、全体の17.2%であった。この68件について、以下のとおり分析を行った。

グラフ1 相談分野別取扱件数



2 相談分野別取扱件数

グラフ2 相談分野別取扱件数



(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野で計上している。

(注) その他には、虐待に関する相談や家族、近隣住民等から受けた差別相談を計上している。

〔概況〕

障害者条例第2条第2項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、「商品・サービス」が12件（18%）と最も多かった。

なお、「その他」15件（22%）には、近隣住民等から差別的な言動を受けたといった相談や、虐待が疑われる相談が含まれている。

3 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数

(令和6年3月末時点)

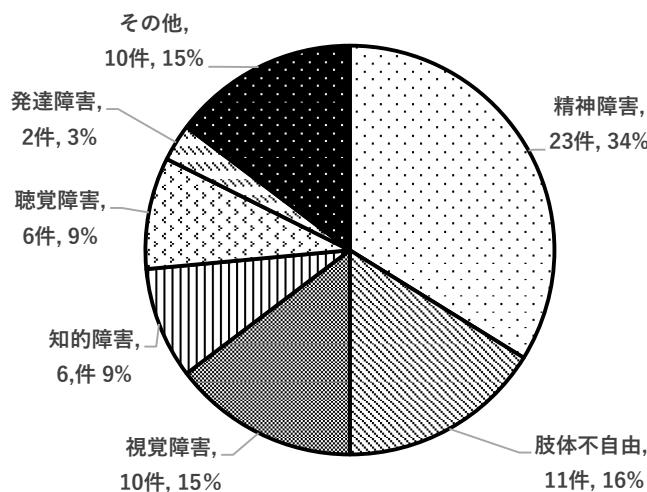
障害種別	障害者数	割合	相談件数	割合
視覚障害	11,329	3.2%	10	15%
聴覚障害	13,640	3.9%	6	9%
言語等障害	2,544	0.7%	0	0%
肢体不自由	82,559	23.7%	11	16%
内部障害	67,123	19.2%	0	0%
(身体障害合計)	(177,195)	(50.8%)	(27)	(40%)
知的障害	50,082	14.4%	6	9%
精神障害	121,606	34.9%	23	34%
発達障害	—		2	3%
高次脳機能障害	—		0	0%
その他			10	15%
総合計	348,883	100%	68	100%

(注) 障害者数は、身体障害及び知的障害については手帳所持者数、精神障害については在院患者数と障害者自立支援医療の受給者数の合計。

(注) 発達障害及び高次脳機能障害のある人の数については、手帳制度のよう行政において把握する方法がないため、計上していない。

(注) その他には主な種別で分けることができない重複障害・不明等を含んでいる。

グラフ3 障害者種別取扱件数



〔概況〕

「視覚障害」については、障害者数は全体の3.2%であるが、相談件数では全体の15%であった。一方、「知的障害」については、障害者数は全体の14.4%であるが、相談件数は全体の9%であった。

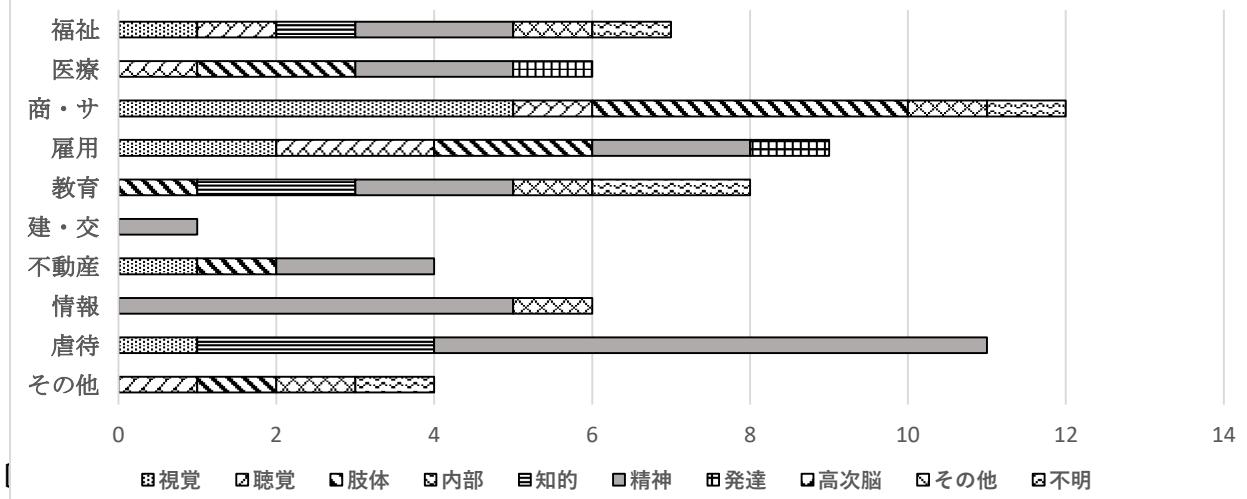
4 相談分野と障害種別との関係

相談分野別と障害種別ごとに相談件数を分類すると下表のようになる。

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	身体小計	知的	精神	発達	高次脳	その他	不明	計
福祉	1	1	0	0	0	(2)	1	2	0	0	1	1	7
医療	0	1	0	2	0	(3)	0	2	1	0	0	0	6
商・サ	5	1	0	4	0	(10)	0	0	0	0	1	1	12
雇用	2	2	0	2	0	(6)	0	2	1	0	0	0	9
教育	0	0	0	1	0	(1)	2	2	0	0	1	2	8
建・交	0	0	0	0	0	(0)	0	1	0	0	0	0	1
不動産	1	0	0	1	0	(2)	0	2	0	0	0	0	4
情報	0	0	0	0	0	(0)	0	5	0	0	1	0	6
虐待	1	0	0	0	0	(1)	3	7	0	0	0	0	11
その他	0	1	0	1	0	(2)	0	0	0	0	1	1	4
計	10	6	0	11	0	(27)	6	23	2	0	5	5	68

※福祉：福祉サービス、商・サ：商品サービス、雇用：労働者の雇用、建・交：建物・交通機関、不動産：不動産取引、情報：情報の提供等

グラフ4 相談分野別と障害種別との関係



(1) 相談分野からみた相談状況

最も相談の多い「商品・サービス（商・サ）」は12件で、うち視覚障害のある人からの相談が5件、肢体不自由のある人からの相談が4件であった。「雇用」は9件で、うち視覚・聴覚・肢体不自由・精神障害のある人からの相談が、それぞれ2件であった。

(2) 障害種別からみた相談状況

最も多い相談者は、「精神障害のある人」からで、23件のうち「情報の提供等（情報）」が5件、「虐待」が7件と多かった。「身体障害のある人」からの相談27件のうち「商品・サービス（商・サ）」が10件、「労働者の雇用（雇用）」が6件と多かった。

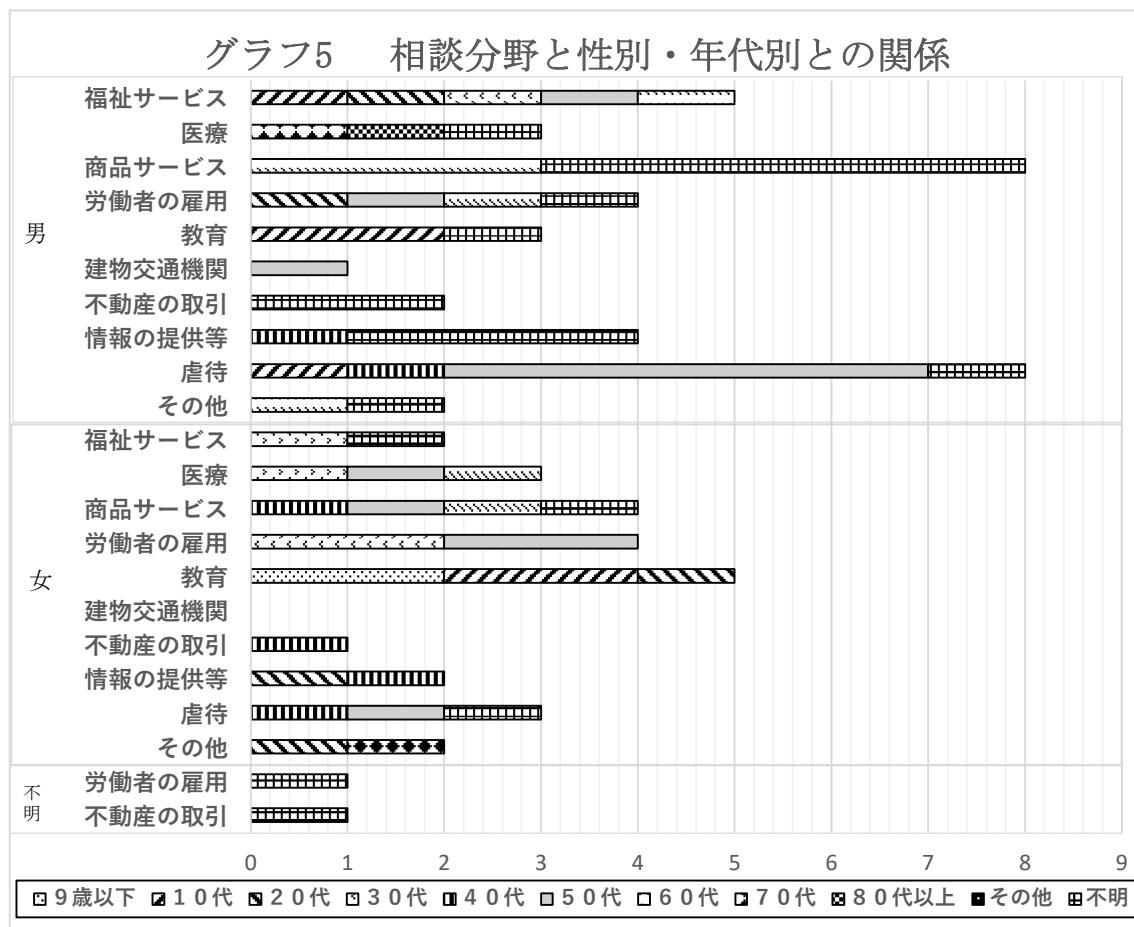
5 相談分野と性別・年代別との関係

		福祉サービス	医療	商品サービス	労働者の雇用	教育	建物交通機関	不動産の取引	情報の提供等	虐待	その他	計
男	9歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10代	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4
	20代	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	30代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	40代	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	50代	1	0	0	1	0	1	0	0	5	0	8
	60代	1	0	3	1	0	0	0	0	0	1	6
	70代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	80代以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不明	0	1	5	1	1	0	2	3	1	1	15
男 小計		5	3	8	4	3	1	2	4	8	2	40
女	9歳以下	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	10代	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	20代	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3
	30代	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4
	40代	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	4
	50代	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	5
	60代	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	70代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	80代以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3
女 小計		2	3	4	4	5	0	1	2	3	2	26
性・年齢不明		0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
総合計		7	6	12	9	8	1	4	6	11	4	68

〔概況〕

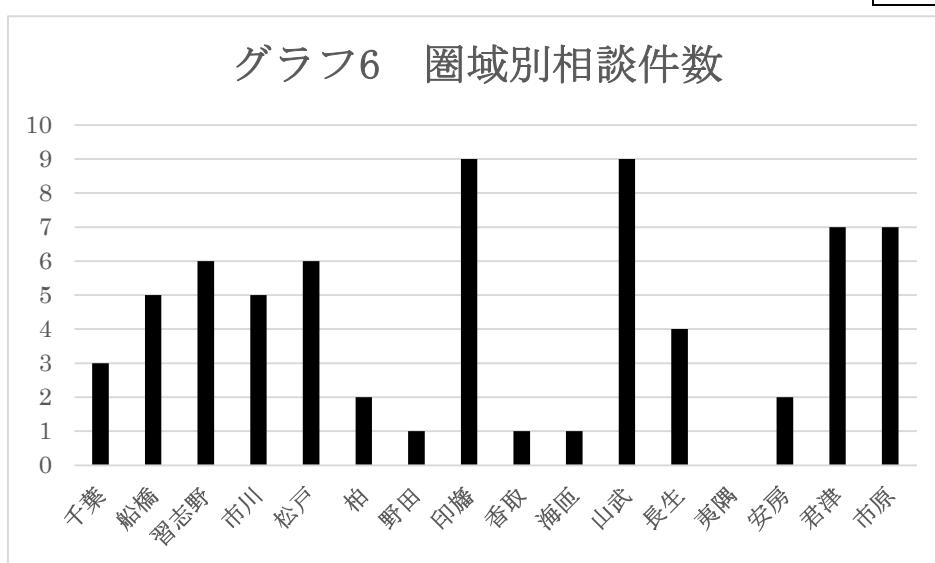
性別で分類すると、「男性」が40件(59%)、「女性」が26件(38%)、「性・年齢不明」が2件(3%)であった。

性別から相談状況をみると、男性は「商品・サービス」の相談が8件(20%)と最も多く、次いで「福祉サービス」が5件(13%)、「労働者の雇用」、「情報の提供等」の相談が4件(10%)となっている。女性は「教育」が5件(19%)で最も多く、次いで「商品・サービス」「労働者の雇用」の相談が4件(15%)であった。



6 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	3	松戸	6	香取	1	夷隅	0
船橋	5	柏	2	海匝	1	安房	2
習志野	6	野田	1	山武	9	君津	7
市川	5	印旛	9	長生	4	市原	7
(注) 事案の対応をした圏域でカウントした。						合計	68

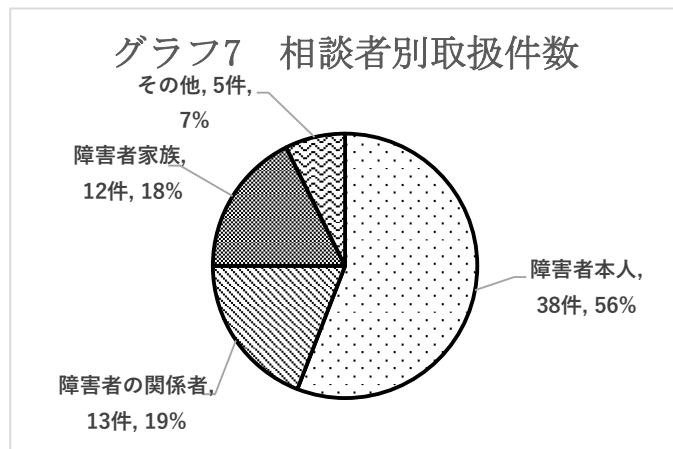


〔概況〕

圏域別に整理すると、印旛・山武圏域が9件と最も多く、次いで君津・市原圏域7件であった。

7 相談者別取扱件数

相談者種別	件数
障害者本人	38
障害者の家族	12
障害者の関係者	13
相手方（個人）	0
相手方（法人団体）	0
その他	5
合 計	68

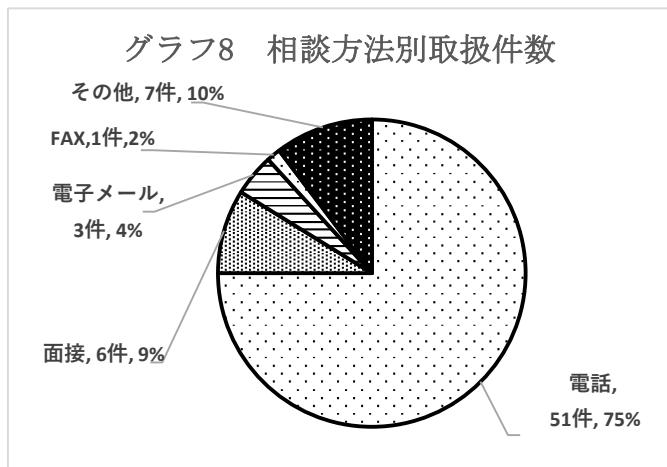


〔概況〕

相談者別に整理すると、障害者本人からの相談が38件（56%）と最も多く、次いで障害者の関係者からの相談が13件（19%）、障害者の家族からの相談が12件（18%）となっている。

8 初回相談方法別取扱件数

相談方法	件数
電話	51
面接	6
訪問	0
電子メール	3
FAX	1
その他	7
合 計	68

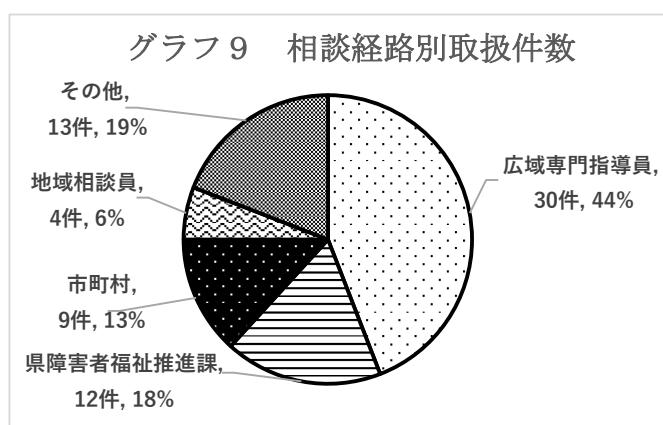


〔概況〕

相談者の初回相談方法別に整理すると、相談者から電話による相談が51件（75%）と最も多く、次いで、面接による相談が6件（9%）となっている。

9 相談経路別取扱件数

相談経路	件数
地域相談員	4
広域専門指導員	30
県障害者福祉推進課	12
市町村	9
その他	13
合計	68

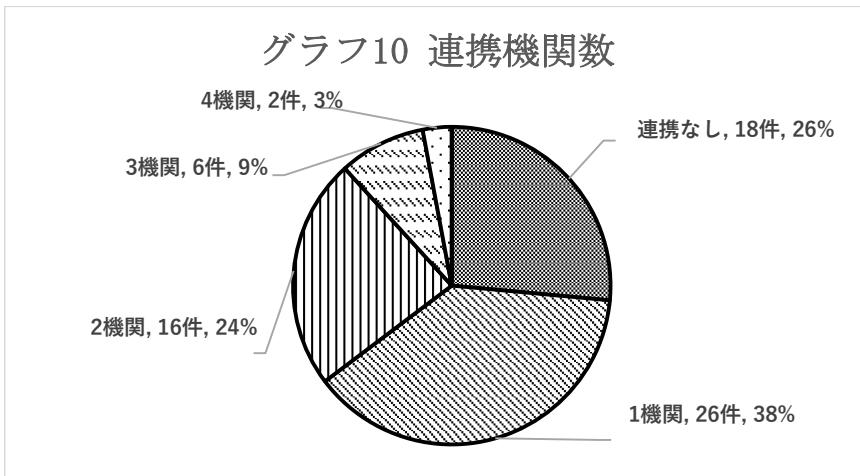


〔概況〕

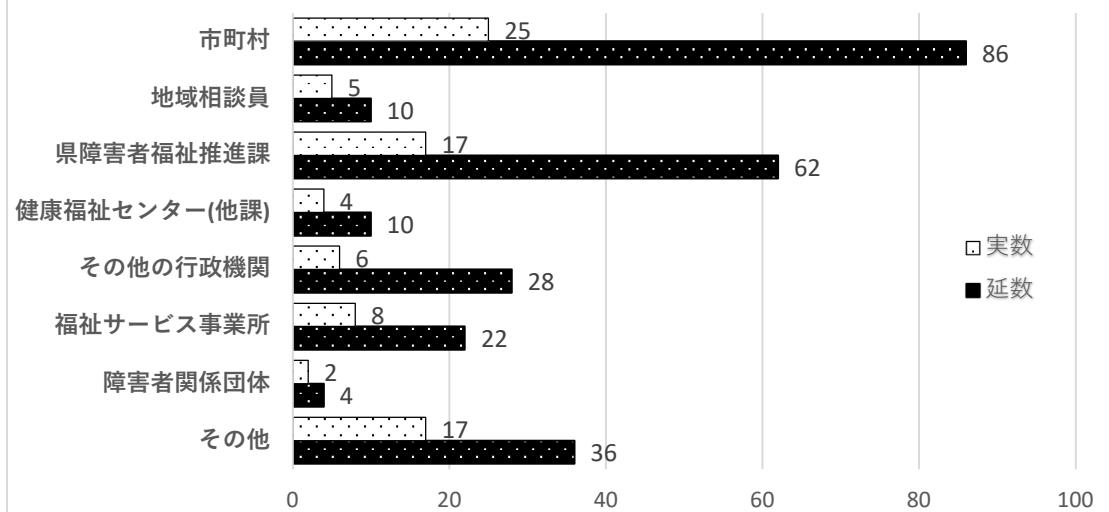
相談経路別に整理すると、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが30件（44%）と最も多い。

10 地域相談員や他機関との連携状況

他機関との連携の有無	件数
連携なし	18
連携あり	50
(内訳) 1つの事例に対する連携機関の数 (機関数)	
1機関	26
2機関	16
3機関	6
4機関	2
5機関以上	0
合計	68



グラフ11 連携機関と連携回数



〔概況〕

令和6年度に相談のあった68件のうち、広域専門指導員が相談活動を進めていく中で、連携を図った機関等について整理した。

広域専門指導員が地域相談員や他機関と連携したものは、50件(74%)で、そのうち最も多のが1機関との連携が26件(38%)、次いで2機関との連携が16件(24%)、3機関との連携が6件(9%)となっている。

これは、障害者条例相談の問題の解決に当たっては、単に差別をしたとされる相手方との調整だけでなく、相談者を取り巻く関係機関との調整も必要とされることや、複数の関係機関が連携を図りながら対応していることを示している。

連携している機関等とその連携回数については、グラフ11のとおり市町村が25件と最も多く、次いで県障害者福祉推進課、その他が17件となっている。

地域相談員に直接相談が寄せられる件数は少ないが、相談の問題解決にあたっては、広域専門指導員は地域相談員の個々の専門性を考慮した上で協力を依頼し、両者が協働して活動を行っている。

1.1 相談態様別活動状況

相談態様	令和6年度			終結時の結果	
	件数	活動回数	平均回数	合意	不調
(1)相手方への調整	38	376	9.9	25	13
(2)情報提供・助言	12	75	6.3	9	1
(3)関係機関へ引継	8	33	4.1	1	0
(4)状況聴取	7	56	8.0	3	2
(5)地域活動中	3	109	36.3	-	-
令和6年度合計	68	649	9.5	38	16
令和5年度継続事例	2	1	0.5	2	0
総合計※	70	650	9.3	40	16

(※) 前年度からの引継ぎ事例2件を含む

(注) 不調には、助言及びあっせんの申立てとなった事案も含まれている。

(注) 件数には虐待案件も含んでいるが、虐待を探知した場合、関係機関へ情報提供し、引き継ぐことなっており、合意か不調かは判断できないため、「終結時の結果」には、虐待件数11件と地域活動中の3件は計上していない。

〔概況〕

令和6年度においては、年度内に相談のあった68件のほか、令和5年度から引き継いだ2件を含めた計70件について、延べ650回の相談活動を実施した（ここでいう相談活動とは、電話相談や訪問等による面接相談、関係機関に繋げるための連絡調整、当事者間に入り問題解決を行う調整活動等、広域専門指導員が行う活動を指す。）。

なお、令和5年度から継続した事例2件を除く68件を相談態様別に整理すると、相手方への調整活動を行った事例が38件（55.9%）と最も多く、そのうち終結時に相談者が合意した事例が25件となっており、調整活動を行った約7割の相談者は納得され対応を終えられている。次いで、相談者への情報提供・助言を行い終結した事例が12件（17.6%）、関係機関に引き継いだ事例が8件（11.8%）、相談者の意向等により話を聴いたのみの事例（「状況聴取」）が7件（10.3%）、令和6年度に継続した事例（「地域活動中」）が3件（4.4%）となっている。

III 相談事例からみた相談活動の状況

第Ⅲ章では、令和6年度にどのような相談が寄せられたか、それに対し、どのように活動して解決してきたのかを、身体・精神・知的の3つの障害に関する相談に分け相談事例を整理した。

なお、事例は、個人情報の保護の観点から、実際のものを基に再構成している。また、文章中の「本人」とは、事例の障害当事者ことを指している。

1 身体障害に関する相談

【事例1】学校に合理的配慮を求めたが、十分に対応してもらえなかった。

【相談者】家族（身体障害・車いすユーザー）

【相談内容】

相談者の子どもが通う学校において、安全管理を理由に、エレベーターの単独利用や体育におけるPCウォーカー（歩行器）の利用を認めてもらえず、授業を見学させられている。

【対応と結果】

- 1 相談者は、「つなぐ窓口」に相談し、「つなぐ窓口」から県を経由して広域専門指導員につながった。
- 2 広域専門指導員は、学校に相談者からの相談内容と障害者差別や個々の特性に応じた配慮が必要であることを説明した。また、教育委員会にも事例の概要を共有した。
- 3 学校及び教育委員会は、安全管理上の理由からエレベーターの利用には付き添いが必要である。また、体育の授業については、PCウォーカーの利用は認められない、とのことであった。
- 4 広域専門指導員は、相談者、学校及び教育委員会の話し合いの場に出席するなど、調整を行った結果、エレベーターの単独使用及びPCウォーカーを使用した体育への参加が認められた。また、学校生活における他の配慮事項についても改めて話し合いが行われ、個別支援計画が作成された。
- 5 相談者が学校の対応に納得したため、終結した。

【事例2】銀行から代理で預金を引き出すことを断られた。

【相談者】家族（身体障害・難病・言語障害・車いすユーザー）

【相談内容】

相談者が難病で移動が難しい本人に代わり、銀行にある本人の口座から預金を引き出したいと申し出たが、本人以外はできないと断られた。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員は、銀行に連絡し、相談者からの相談内容を説明し、状況確認を行った。
- 2 銀行は、高額な金額を預金から引き出すためには、本人確認する必要がある。

本人が来られない場合、行員が訪問し、本人確認をすることはできない、とのことであった。

3 相談者と銀行が話し合った結果、代理者でも本人の預金を引き出せるようになったため、終結した。

【事例3】不動産業者が本人の意向を考慮せず、スマートフォンで代行入力した。

【相談者】関係者

【相談内容】

視覚障害のある本人が不動産の契約の際に、(個人の)スマートフォンで入力する箇所があった。入力に時間がかかっていると、不動産業者の職員が本人のスマートフォンを「入力しますよ」と言い、取り上げた。

【対応と結果】

- 1 相談者から市に相談があり、市から広域専門指導員に対応への助言依頼があった。
- 2 広域専門指導員は、市から相談概要を聞き、相談者の意向を確認した上で、調整活動や周知活動を行うことを提案するなど、対応について助言した。

2 精神障害に関する相談

【事例4】不動産会社からアパートを借りるのを断られた。

【相談者】関係者

【相談内容】

不動産会社から、精神障害を理由にアパートを貸せないと言われた。

【対応と結果】

- 1 相談者から広域専門指導員に情報提供があった。
- 2 相談者によると、不動産業者は、本人に無断で関係者へ連絡をしたり、障害への差別的対応をしたりしている。本人、不動産業者、相談者で話し合いの場を設け、契約できることにはなったが、障害理解や障害に配慮した対応が不足していると感じたとのことであった。
- 3 本人の同意がないことから、調整活動はできなかったが、同様の差別が起きないよう、本件を踏まえ、関係する事業者等に対して、令和6年4月から障害者差別解消法が改正され、事業者の合理的配慮の提供が義務化されたこと等を周知した。

【事例5】訪問看護事業所の障害への理解不足により配慮を欠いた対応をされた。

【相談者】本人（精神障害、発達障害）

【相談内容】

訪問看護事業所の看護師が通常と異なる対応をしたため、苦情を伝えたところ、理由が理解できないまま訪問看護サービスを中止された。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員は、保健所の精神保健福祉相談員と連携し、相談対応した。
- 2 広域専門指導員は訪問看護事業所（以下、事業所とする。）に連絡し、相談者からの相談内容を伝えた。
- 3 事業所の担当者は、相談者が、訪問看護サービス（以下、訪問看護とする。）で対応できる範囲を超えた要求をすることがあったため、「訪問看護で対応できる範囲を超えた要求はしない」ことを条件に訪問看護を継続していたが、相談者が同様のことを行ったため、訪問看護を中止することにした。相談者が「訪問看護が対応できる範囲を超えた要求はしない」という約束を守ることができるのであれば、訪問看護を継続することもできる意向を示した。
- 4 広域専門指導員が相談者に訪問看護の意向を伝えた結果、相談者が事業所に連絡をとり、訪問看護を継続することができた。

3 知的障害に関する相談

【事例6】入所施設職員から、障害を理由に差別的取り扱いを受けた。

【相談者】家族（知的障害、精神障害）

【相談内容】

グループホームに入所している知的障害と精神障害のある相談者の成人した子どもが、職員から「名前を呼び捨てにされる」「頭ごなしにしかりつける」など子供のように扱われたり、食事場所でのトイレの使用を制限されたりしている。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員が相手方に状況確認をしたところ、職員は本人だけ特別に強くしかるなどの対応はしていないと述べた。また、「食事場所のトイレを使用できない」と言ったのは、食事場所の共用トイレは入居者が自分たちで掃除しているので、別棟の自室にトイレのある本人には自分のトイレを使用するように指導した、とのことであった。
- 2 広域専門指導員は、施設を訪問し、施設長に対して職員の対応の改善を依頼したところ、改善すると述べた。
- 3 広域専門指導員は、相談者に施設長の回答内容を伝えた結果、相談者が納得し、終結した。

【事例7】テーマパーク内の飲食店等で、障害を理由に差別的取り扱いを受けた。

【相談者】関係者

【相談内容】

知的障害者福祉施設の利用者が店内で飲食をした際、飲食店の従業員から「他のお客様の迷惑になるため移動してほしい。」と言われた。また、テーマパークの従業員から、危険はないと思われる階段を歩いていたところ、「危ないから他

へ行ってほしい。」などと言われた。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員は、相談者が相手方との調整活動を望まなかつたことから、相手方を訪問し、相談内容を含め障害者差別に関する周知啓発活動を行つた。
- 2 広域専門指導員は、圏域内において同様の障害者差別が起つりうると考え、圏域内の同様の施設へ重点的に周知啓発活動を行つた。

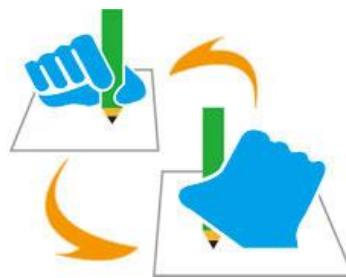
参考：障害のある人への配慮や対応施設に関するマーク

 <p>【障害者のための国際シンボルマーク】 所管: 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 障害のある人が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のマーク。障害の種類や程度にかかわらず、全ての障害のある人を対象としている。</p>	 <p>【盲人のための国際シンボルマーク】 所管: 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 視覚障害のある人の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備、機器に表示する世界共通のマーク。このマークを見かけた場合には、視覚障害のある人の利用への配慮が必要。</p>
 <p>【身体障害者標識】 所管: 警察庁 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示する。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は道路交通法の規定により罰せられる。</p>	 <p>【聴覚障害者標識】 所管: 警察庁 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示する。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は道路交通法の規定により罰せられる。</p>
 <p>【耳マーク】 所管: 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、口元を見せてゆっくり、はっきり話す、筆談でやり取りするなど、特性に応じたコミュニケーションの方法に配慮する必要がある。</p>	 <p>【ヒアリングループマーク】 所管: 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマーク。 施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを示し、利用を促す。</p>



【手話マーク】

所管:一般財団法人全日本ろうあ連盟
きこえない人・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、交通機関の窓口や店舗等、手話言語による対応ができるところが提示する。



【筆談マーク】

所管:一般財団法人全日本ろうあ連盟
きこえない人・きこえにくい人、音声言語障害のある人、知的障害のある人等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、交通機関の窓口や店舗等、筆談による対応ができるところが提示する。



【白杖SOSシグナル】普及啓発シンボルマーク
所管:岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課
白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。



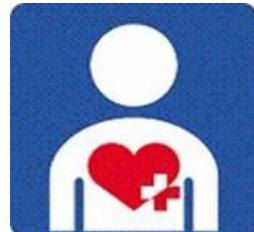
【ほじょ犬マーク】

所管:厚生労働省
身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク。
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬をいう。身体障害者補助犬法では、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務がある。



【オストメイトマーク】

所管:公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある人)のための設備があること及びオストメイトであることを表すマーク。
対応トイレや案内板に表示される。



【ハート・プラスマーク】

所管:特定非営利活動法人ハート・プラスの会
「身体内部に障害のある人」を表す。
内部障害は外見からは分かりにくいため、障害の存在を示し、理解を得るためのマーク。



【ヘルプマーク】

所管: 東京都福祉保健局障害者施策推進部
義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。



【ヘルプカード】

所管: 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
「ヘルプマーク」を表示したカード。
災害時、緊急時又は日常生活の中で、困ったとき等に周囲の人に手助けを求めることができる。

IV その他の活動状況

1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催

広域専門指導員は、さまざまな障害特性を有する人から、福祉関係にとどまらず、雇用や教育、医療など多岐にわたる相談を受けており、常に関連分野の新しい情報の把握と相談支援のための知識・技術の向上に努める必要がある。このことから、事務担当者も含めて、相談に関わる職員を対象として、広域専門指導員等連絡調整会議を開催した（原則毎月第3火曜日午前10時から午後4時）。開催状況は下記のとおり。

広域専門指導員等連絡調整会議開催状況

日 程 会 場	内 容	出席者
4月23日（火） 千葉県自治体職員福祉センター	・事例検討	広域専門指導員 15人 事務担当職員 11人
5月23日（木） 千葉県自治体職員福祉センター	・広域専門指導員用相談活動マニュアル（及び地域相談員用マニュアル）の改訂について ・地域開催について ・事例検討	広域専門指導員 16人 事務担当職員 8人
6月21日（金） 千葉県自治体職員福祉センター	・令和5年度活動報告書に掲載する事例の検討について ・事例検討	広域専門指導員 16人 事務担当職員 7人
7月9日（火） (グループ2)	<グループ2> ・「コスモスの花の概要について」 講師：コスモスの花 理事長 竹蓋 伸六 氏 ・「療育支援及び相談等の現状と課題について」 講師：児童発達支援センター 管理責任者 石橋 博子 氏 ・障害児事業所内施設見学 ・事例検討	
7月16日（火） (グループ1)	<グループ1> ・「盲導犬ユーザーによる講演」 講師：野田市視覚障害者協会初代会長・現理事 中村 和子氏 ・事例検討	広域専門指導員 事務担当職員
7月16日（火） (グループ3)	<グループ3> ・普及啓発活動 場所：イオンモール木更津 内容：啓発物の配布 ・事例検討	

9月24日(火) 千葉県自治体職員福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者雇用と合理的配慮について～支援機関の役割～」 講師：千葉障害者就業支援キャリアセンター センター長 藤尾 健二 氏 事例検討 	広域専門指導員 14人 事務担当職員 6人
10月22日(火) 千葉県自治体職員福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 上半期の活動報告について 事例検討 	広域専門指導員 15人 事務担当職員 6人
11月18日(月) 千葉県自治体職員福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討 	広域専門指導員 14人 事務担当職員 6人
12月19日(木) 千葉県自治体職員福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 5人
1月17日(金) (グループ1)	<p><グループ1></p> <ul style="list-style-type: none"> 周知啓発活動 場所：ニッケコルトンプラザ 内容：周知用カードを入れたティッシュを配布 講演「社内における障害者雇用促進法の取り組み等」 講師：(株)舞浜コーポレーション ノーマライゼーション推進グループ アシスタントマネージャー 古迫 香枝氏 講演「改正障害者差別解消法について」 講師：(株)舞浜コーポレーション ノーマライゼーション推進グループ マネージャー 高野 賢一 氏 事例検討 	
1月20日(月) (グループ2)	<p><グループ2></p> <ul style="list-style-type: none"> 周知啓発活動 場所：イオンモール成田 内容：障害者条例チラシを入れたティッシュを配布。 横断幕、のぼり旗等を使用して、周知啓発。 事例検討 	広域専門指導員 事務担当職員
2月5日(水) (グループ3)	<p><グループ3></p> <ul style="list-style-type: none"> 周知啓発活動 場所：ユニモちはら台 内容：ポケットティッシュを配布。 のぼり旗等を使用し、周知啓発。 事例検討 	

2月25日（火） 千葉県自治体職員福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 講演「障害のある人への対応、カスハラ対応について～相談対応等における留意点～」 講師：弁護士 佐久間 水月 氏 事例検討 	広域専門指導員 15人 事務担当職員 7人
3月24日（月） 千葉県自治体職員福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 下半期の活動報告について 事例検討 	広域専門指導員 14人 事務担当職員 4人

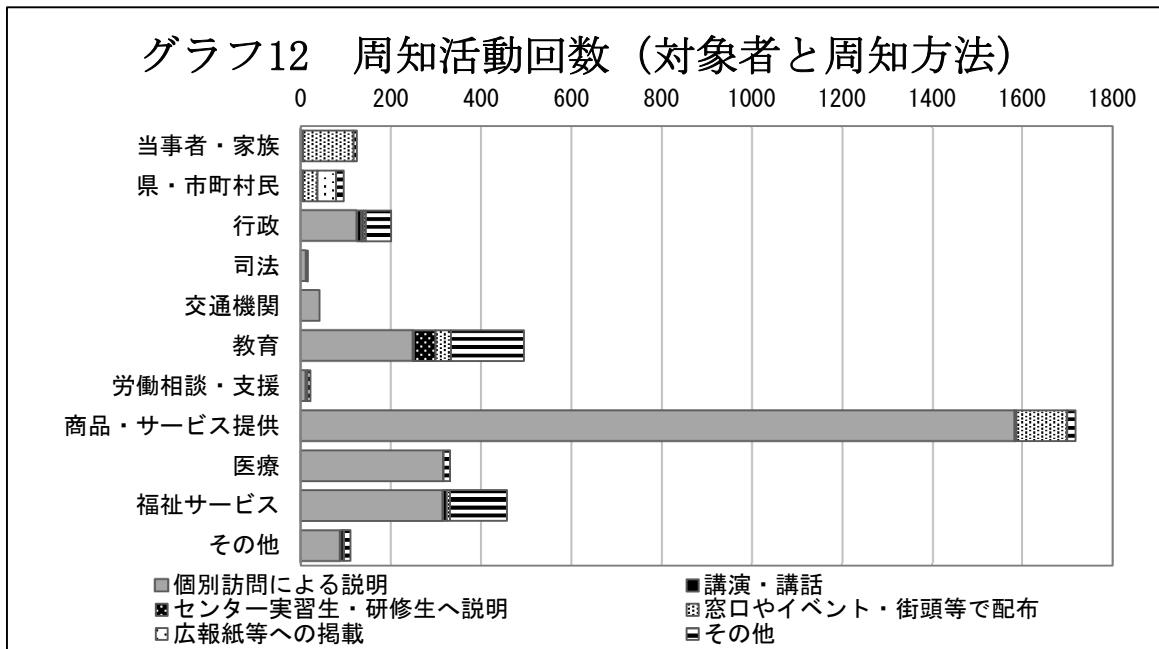
*出席者数に県障害福祉推進課職員は含んでいない。

2 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりのための周知活動

広域専門指導員は、差別をなくすための取組として、障害者条例の周知活動を行っている。

県障害者福祉推進課で作成したリーフレット等を広報媒体として、福祉事業者等への個別訪問等を中心に令和6年度は3,610回の活動を実施した。

対象者と周知方法は、グラフ12のとおり。



この活動は、障害者条例を周知するだけではなく、広域専門指導員の名前と顔を知ってもらい、気軽に相談を持ちかけてもらえるような関係を作ることを目指した活動としても位置付けている。

地域等に出向き、障害のある人やその家族、職員に対して障害者条例の周知を図るほか、医療機関や公共交通機関の職員、スーパーマーケットの店員など障害のある人が地域生活の場で接することが多い人たちに対し、機会をとらえて障害者条例の説明や周知を行っている。

また、広く県民に周知を図るため、広報紙への掲載や公民館等に出向くなど、障害への理解を促す活動を継続している。

・周知用のチラシ、パンフレット、カード等



V 今後の課題

令和3年5月、障害者差別解消法の一部改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化され、令和6年4月に施行されたことから、障害のある人からの相談だけでなく、民間事業者からの相談にも適切に対応していく必要がある。

のことから、千葉県障害者条例に基づく相談・周知活動を更に充実させるためには下記の課題がある。

1 障害者差別解消法に基づく市町村地域協議会との連携

令和7年4月1日現在、全市町村が地域協議会を設置し、うち30市町村（56%）において広域専門指導員がその構成員になっている。相談対応を適切に行うためには、広域専門指導員が構成員になっていない24市町村の地域協議会と日頃から地域の状況を情報共有するなど、連携していく必要がある。

2 障害者差別解消法及び千葉県障害者条例についての周知活動

改正法施行後に民間事業者が適切に障害のある人に対する合理的配慮を提供できるよう、改正法の内容や国から示されている分野ごとの対応指針について、引き続き周知していく必要がある。

併せて、千葉県障害者条例についても広域専門指導員や地域相談員の活動等を通して周知していく必要がある。

3 地域相談員と広域専門指導員との連携

近年対応に苦慮するケースが増えていることから、専門性の高い地域相談員を早い段階で介入させるなど地域相談員と広域専門指導員が情報共有を図り、積極的に連携して活動していく必要がある。

4 相談員の資質向上

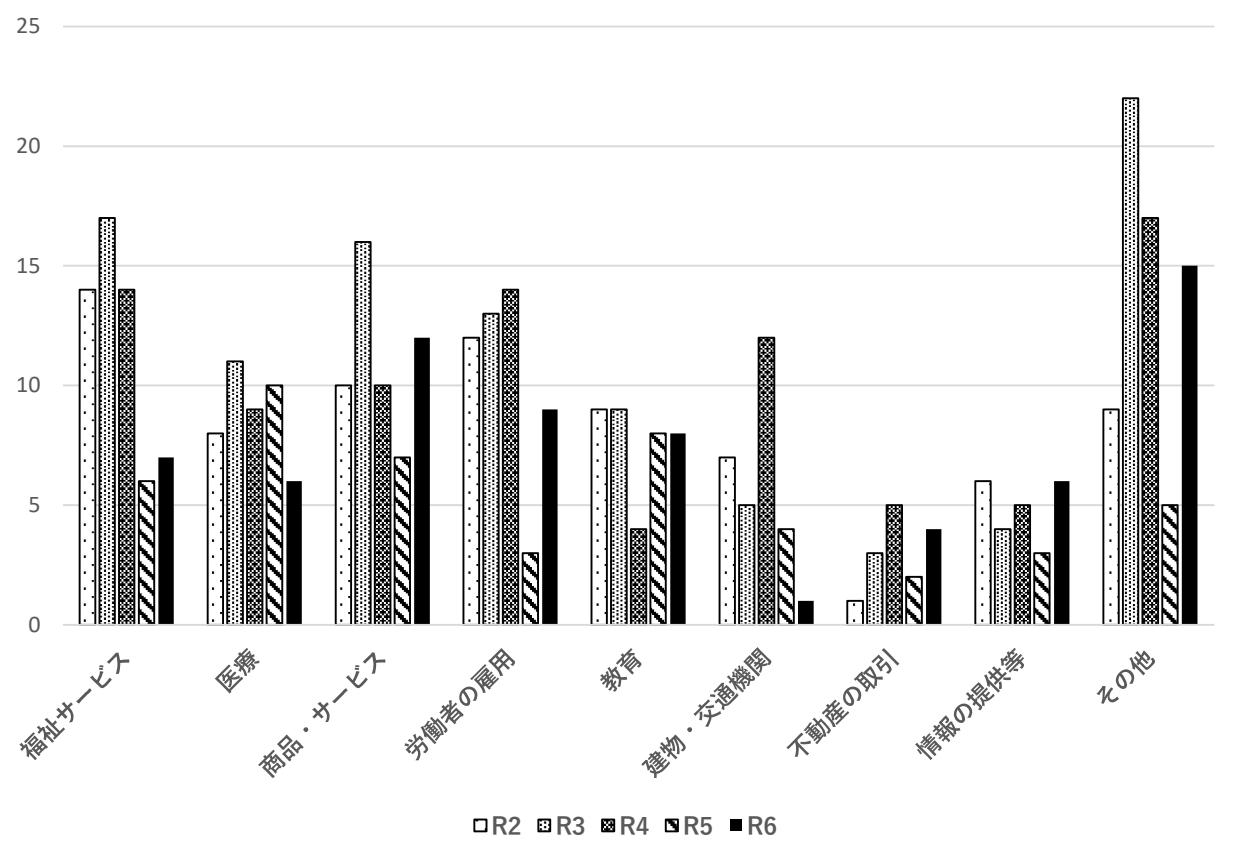
対応が困難な相談に適切に対応することができるよう、障害者差別解消法や千葉県障害者条例、様々な障害者特性等について理解を深めるための研修を行うなど、相談員の資質を向上させる必要がある。

VI 年度別相談受付状況

1 相談分野別取扱件数

年度 分野	平成												令和						合計
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
福祉 サービス	67	67	43	41	42	32	25	24	21	23	22	15	17	14	17	14	6	7	497
医療	29	14	9	24	21	14	6	6	14	26	9	11	9	8	11	9	10	6	236
商品・ サービス	24	24	26	24	24	12	14	18	10	25	17	8	13	10	16	10	7	12	294
労働者の 雇用	43	34	38	27	24	27	21	18	9	20	11	12	9	12	13	14	3	9	344
教育	13	20	15	16	9	12	14	13	12	8	13	6	7	9	9	5	8	8	197
建物・ 交通機関	37	39	24	22	11	9	17	12	16	18	18	16	9	7	5	12	4	1	277
不動産の 取引	8	8	7	11	1	4	4	4	8	10	3	2	2	1	3	5	2	4	87
情報の 提供等	14	7	3	9	4	3	0	4	6	14	5	4	14	6	4	4	3	6	110
その他	60	50	68	57	60	80	54	42	42	46	34	18	17	9	22	17	5	15	696
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	97	76	100	90	48	68	2,738

グラフ13-1 相談分野別相談状況



(注) その他には、虐待に関する相談や家族、近隣住民等から受けた差別相談を計上している。

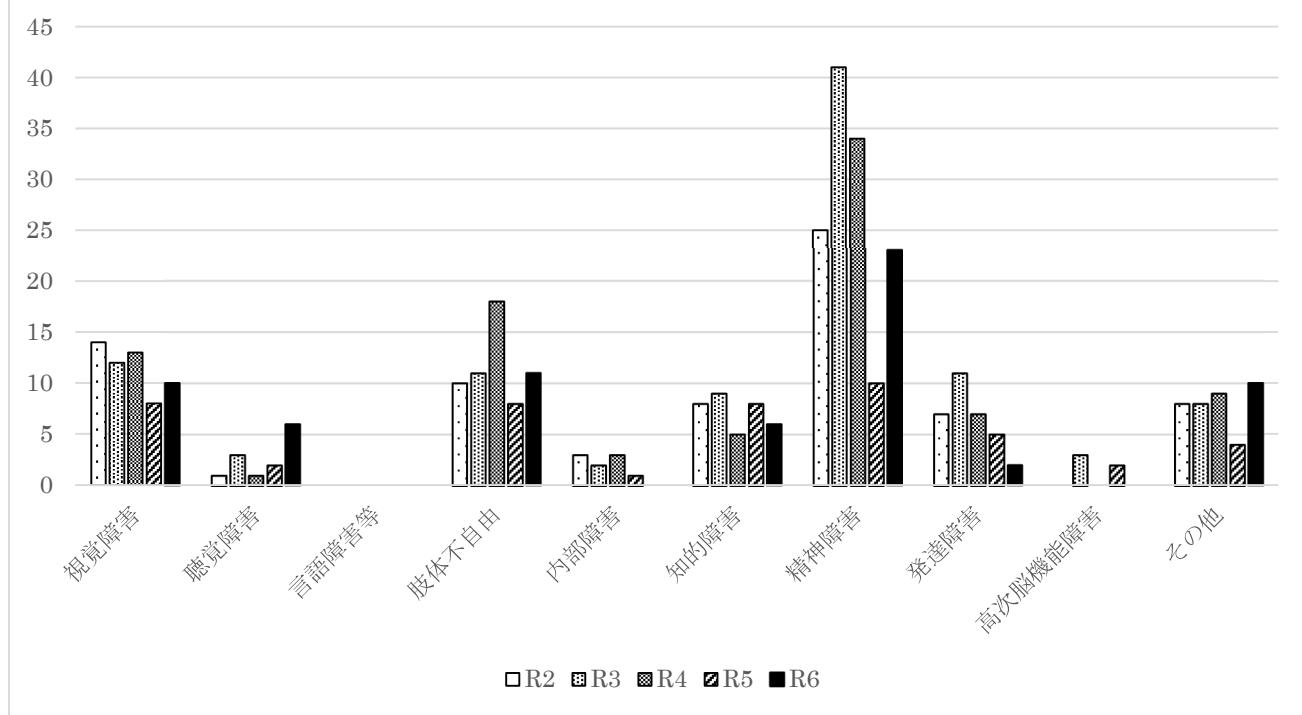
2 障害種別取扱件数

年号	平成												令和						合計
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	11	10	8	8	4	11	14	12	13	8	10	234
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	7	5	19	6	4	2	1	3	1	2	6	124
言語障害等	6	3	1	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	23	27	27	26	18	16	10	11	18	8	11	529
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	5	8	7	4	1	3	3	2	3	1	0	91
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	23	12	33	15	16	15	8	9	5	8	6	398
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	53	53	72	49	39	40	25	41	34	10	23	970
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	14	12	14	17	9	5	7	11	7	5	2	212
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	1	1	2	2	1	0	0	3	0	2	0	29
その他	16	11	9	8	10	10	3	4	8	8	5	0	5	8	8	9	4	10	136
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	97	76	100	90	48	68	2,738

(注) 19年度については、7月からの実績となる。

(注) その他には主な種別で分けることができない重複障害等を含んでいる。

グラフ13-2 障害種別取扱件数



3 障害保健福祉圏域別取扱件数

年号	平成												令和						合計
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
年度 圏域	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	合計
千葉	64	37	17	26	14	19	19	6	8	22	9	11	8	8	12	8	6	3	297
船橋	44	19	28	19	20	13	8	9	13	12	7	8	5	5	8	7	3	5	233
習志野	19	23	19	13	16	11	6	16	18	14	10	3	15	12	14	6	5	6	226
市川	15	24	17	22	17	17	19	20	20	35	17	7	13	7	8	7	3	5	273
松戸	15	19	14	16	15	15	19	23	19	32	28	10	12	7	9	7	4	6	270
柏	16	8	21	20	9	9	15	9	10	12	15	10	3	3	4	6	3	2	175
野田	21	21	13	8	5	5	3	2	1	1	0	0	1	0	1	2	0	1	85
印旛	18	13	9	19	16	13	16	14	4	16	5	5	11	8	7	8	7	9	198
香取	10	5	12	7	5	4	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	49
海匝	7	7	5	3	3	6	9	6	9	4	2	0	2	0	1	3	1	1	69
山武	5	8	3	10	9	15	6	4	3	3	5	3	5	2	10	6	6	9	112
長生	9	11	14	15	17	15	4	6	6	3	7	7	10	2	5	6	0	4	141
夷隅	12	14	19	9	6	6	2	6	5	4	6	2	3	3	6	3	3	0	109
安房	7	28	19	16	17	20	6	3	7	15	4	8	3	6	6	8	2	2	177
君津	14	12	11	8	8	5	4	6	8	7	8	10	4	9	5	5	4	7	135
市原	18	12	8	12	17	20	18	9	7	9	9	8	2	4	4	8	0	7	172
県外・ 不明	1	2	4	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	190	132	92	97	76	100	90	48	68	2,738

(注) 19年度については、7月からの実績

グラフ 13-3 障害保健福祉圏域別取扱件数

16

14

12

10

8

6

4

2

千葉

船橋

習志野

市川

松戸

柏

野田

印旛

香取

海匝

山武

長生

夷隅

安房

君津

市原

県外・
不明

□R2 ■R3 ▨R4 ▨R5 ■R6

障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年十二月二十一日条例第七十八号

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

改正 平成二十八年三月二十五日条例第三十号

改正 令和七年三月七日条例第二十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条一第七条）

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止（第八条一第十二条）

第二節 地域相談員等（第十二条一第十九条）

第三節 解決のための手続（第二十条一第二十八条）

第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

第五章 雜則（第三十三条一第三十六条）

附則

障害のある人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会

的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。

一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

□ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

□ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

□ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えること。

いこと。

- 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

- イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

- 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

- イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

- 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

一部改正〔平成一九年条例七八号・二四年二二号〕

（基本理念）

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

（県と市町村との連携）

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理

解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止

全部改正〔平成二四年条例二二号〕

（差別の禁止）

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条から第十一条まで 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

（相談業務の委託）

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適當と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聽かなければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（業務遂行の原則）

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（広域専門指導員）

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

- 一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。
 - 二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。
 - 三 第二十二条第二項に規定する調査に関すること。
- 2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

（指導及び助言）

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

- 2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（協力）

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（職務遂行の原則）

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

- 2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三節 解決のための手続

（相談）

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

- 2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援

（助言及びあっせんの申立て）

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

- 2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができ

る。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。
- 一 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
 - 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
 - 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

一部改正〔平成二八年条例三〇号〕

（事実の調査）

第二十二条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 知事は、前条第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

（助言及びあっせん）

第二十三条 知事は、第二十一条第一項又は第二項に規定する申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

（勧告等）

第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行つた場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。
- 3 知事は、正当な理由なく第二十二条第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。
- 4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

（意見の聴取）

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

（訴訟の援助）

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

（貸付金の返還等）

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

（秘密の保持）

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三章 推進会議

（設置）

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織す

るものとする。

2 推進会議の組織及び運営に關し必要な事項は、知事が定める。

（分野別会議）

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に關し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

（表彰）

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

（情報の提供等）

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

第五章 雜則

（条例の運用上の配慮）

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

（関係行政機関の措置）

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に關し、障害のある人に対する理解を広げ、差

別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決のための手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	--

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年
-----------------------	-------------------	--	-------	----

(準備行為)

4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うこ

とができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第十五条第一項の改正規定は平成二十四年四月一日から、目次の改正規定、第二条第三項を削る改正規定並びに第二章第一節の節名及び第九条から第十二条までの改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第三十号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月七日千葉県条例第二十一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（規則への委任）

7 附則第二項から前項までに規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に関し必要な経過措置は、規則（千葉県公安委員会が所掌する事項については、千葉県公安委員会規則）で定める。ただし、職員の給与に関する条例の施行及び職員の退職手当に関する条例（学校職員（職員の給与に関する条例第一条の二第三項に規定する職員をいう。以下同じ。）に関する事項を除く。）の施行に関し必要な経過措置にあっては千葉県人事委員会規則で、職員の退職手

当に関する条例（学校職員に関する事項に限る。）の施行に関し必要な経過措置にあっては千葉県教育委員会があらかじめ千葉県人事委員会の承認を得て千葉県教育委員会規則で定めるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十五号

令和三年六月四日法律第五六号 改正

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雜則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける

地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。) 及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（本の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 木 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。）
- 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に關して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
 - 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなら

ないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者 (協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害者基本法の一部改正）

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）

昭和三十五年七月二十五日法律第百二十三号

第二章の二 障害者に対する差別の禁止等

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつてゐる事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてゐる事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）

第三十六条の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第三十六条の六 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事

業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。
(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

発行日 令和〇年〇月

発行元

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-2935

FAX 043-221-3977

E-mail sjourei@pref.chiba.lg.jp